

法政大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果

I 認証評価結果

評価の結果、貴大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）は、本協会の法科大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

ただし、専任教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備（評価の視点3-4）に関しては、民事訴訟法分野の科目を担当している専任教員に当該分野に関する高度な指導能力が認められないという重大な問題が存在しており、本評価結果を踏まえて、可及的速やかに適切な措置を講ずることが求められることから、本件に係る貴法科大学院の対応状況に関する報告書を取りまとめ、改善が認められるまで毎年提出されるよう要請する。

II 総評

貴大学大学院法務研究科法務専攻（以下「貴法科大学院」という。）は、「複雑化する現代社会の法律問題に対して柔軟かつ適切に対応し、具体的な事件を通じて法を創造していくことのできる創造的な能力を持った法曹の養成」を理念・目的とし、①市民生活に密着した法律相談業務を担う市民法曹、及び②複雑化する企業活動、企業間関係、国際取引に対応できる法曹養成を目指している。また、「既存の法の解釈や判例の修得を促すことはもちろんのこと、さらに新しい社会の発展に向かって法を創造するために、本法科大学院の研究機能を充実させ、そのことを通じて最先端の法律問題に対応することのできる創造性を養うこと」を教育目標としている。これらは、貴法科大学院開設時より一貫しており、法科大学院制度の目的に適合していると認められる。

また、これらの理念・目的及び教育目標は、貴法科大学院のパンフレットやホームページ、さらには新入生オリエンテーションを通じて、学生に対して周知するとともに、各学期末に開催される教育方法懇談会（兼任教員を含む全教員に参加を呼びかけて開催）や各学期始めに1回ずつ行われる事務打合せ会合において、周知及び再確認が行われている。さらに、貴法科大学院は、上記のとおり、理念・目的及び教育目標をホームページやパンフレット等に掲載して、社会一般にも広く公開している。

そして、教育目標の検証については、これまで「FD委員会」や「教務委員会」でその都度、個別に行っていた点を改めて、これらの委員会における教育目標の達成状況

等の分析を踏まえながら、「自己点検・評価委員会」で全体的・総合的に行うようにするなどの改善を図っている。

全般的に、これら理念・目的及び教育目標は、概ね達成されているといえる。

とりわけ、附属法律事務所「リエゾン」を併設し、所属の弁護士教員らの指導の下に、「クリニック」や「ローヤリング」に活用する特色ある法臨床教育を行い、また、「T・A」制度、「特任講師」制度及び「修了生アドバイザー」制度などを設けて、学生の自学自習をサポートするための充実した相談及び学習支援を実施しており、いずれも学生に積極的に受容されている。これらは貴法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成していくうえで高く評価できる。

しかしながら、問題も少なからず存在している。

第1に、教育課程、教育方法等に関して、「エクスターンシップ」については、オリエンテーション、実習（延べ5日間、合計20時間）、報告会（2時間程度）及びレポート提出をもって2単位を付与している点は、「実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」という大学設置基準第21条第2項第2号及び同第3号の趣旨に沿った適切な単位数が設定されているとは認められず、早急に是正することが求められる。また、その単位認定についても、実地調査の際の面談調査において、担当教員は「エクスターンシップ報告書」の内容を全面的に信頼しており、履修学生の実習時間や実施内容等の厳格な確認・検証は行っていないことが確認されたが、そもそも当該報告書で確認できる内容・範囲には限界があるばかりか、これをいわば鵜呑みにしての単位認定は、客観的かつ厳格な成績評価の実施という観点からも問題があることから、「エクスターンシップ」の実習時間・期間及び実施内容を確認・検証することができる体制の強化が必要である。

さらに、「企業取引法」については、その講義内容が、法律基本科目として本来取り扱われるべき商法総則・商行為の範囲にとどまるものであり、展開・先端科目群に相応しいものとはなっていないことから、科目の内容や配置について検討することが望まれる。

くわえて、「授業改善アンケート」についても、科目ごとのアンケート結果の学生に対する開示や教員相互間での情報共有がなされておらず、教育の改善につなげる仕組みとして十分なものとなっていないことから、より一層の取組みが望まれる。

以上の指摘した諸点は、いずれも適切に検討・改善することが求められる。

ところで、上記の各問題は、いずれも教育課程、教育方法等に関する極めて基本的な事項であって、貴法科大学院の設置する「FD委員会」「教育方法懇談会」等が十全に機能してさえいれば容易に検討改善の対象となったと思料されるものばかりである。また、実地調査の際の面談調査においては、法情報調査に係る教育内容の取扱いやレポート作成方法等に係る指示等に関して、教員間で意見の相違・不一致が確認され、さらに、各科目の到達目標についても、貴法科大学院全体でその趣旨・内容が共有されているとはいいたい実状も見受けられた。これらの点を勘案すれば、貴法科大学院は、これまで

以上に組織的なFD（Faculty Development：授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究活動）に取り組み、その活性化と実効化を図ることが強く求められる。

第2に、教員組織に関して、貴法科大学院より提出された資料等によれば、民事訴訟法分野を担当する専任教員（研究者）については、最近5年間の当該分野に関する研究業績が存在しておらず、かつ、過去10年に遡っても当該分野に関する研究業績が存在していないことから、当該分野に関する高度な指導能力を有しているとは認められない。もっとも、当該専任教員が上記各授業科目を担当することになったのは、2011（平成23）年度途中に民事訴訟法分野を専門とする他の専任教員が急遽退職したことによるもので、当時の応急措置的対応としてはやむを得なかったともいえるが、もはやこの事態は看過しがたく、可及的速やかに適切な措置を講ずる必要がある。

Ⅲ 法科大学院基準の各項目における概評及び提言

1 理念・目的及び教育目標

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

1-1 理念・目的及び教育目標の明確な設定

貴法科大学院は、「複雑化する現代社会の法律問題に対して柔軟かつ適切に対応し、具体的な事件を通じて法を創造していくことのできる創造的な能力を持った法曹の養成」を理念・目的とし、①市民生活に密着した法律相談業務を担う市民法曹、及び②複雑化する企業活動、企業間関係、国際取引に対応できる法曹養成を目指している。

また、「既存の法の解釈や判例の修得を促すことはもちろんのこと、さらに新しい社会の発展に向かって法を創造するために、本法科大学院の研究機能を充実させ、そのことを通じて最先端の法律問題に対応することのできる創造性を養うこと」を教育目標としている。

以上のことから、理念・目的及び教育目標が明確に設定されており、適切である（点検・評価報告書2頁、「法政大学法科大学院パンフレット2012年度入試用」3、4頁、「2011年度履修ガイド」1頁）。

1-2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度の目的への適合性

貴法科大学院の理念・目的及び教育目標は、開設時より一貫しており、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律第1条にいう法科大学院制度の目的に適合したものである（点検・評価報告書2頁、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律第1条）。

1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知

評価の視点1-1に記載の理念・目的及び教育目標は、「法政大学法科大学院パンフレット」の配付やホームページへの掲載、さらには新入生オリエンテーションを通じて、学生に対して周知するとともに、各学期末に兼任教員を含む全教員に参加を呼びかけて開催される「教育方法懇談会」や各学期始めに1回ずつ行われる「事務打合せ会合」等において、周知及び再確認が行われており、適切である（点検・評価報告書2頁、「法政大学専門職大学院学則」第25条、「法政大学法科大学院パンフレット2012年度入試用」3、4頁、「2011年度履修ガイド」1頁）。

1-4 理念・目的及び教育目標の社会一般への公開

貴法科大学院の理念・目的及び教育目標は、貴法科大学院のホームページや「法政大学法科大学院パンフレット」等に掲載して、社会一般にも広く公開しており、適切である（点検・評価報告書3頁、「法政大学法科大学院パンフレット2012年度入試用」3、4頁、法政大学法科大学院ホームページ）。

1-5 教育目標の検証

教育目標の検証については、「FD委員会」及び「教務委員会」で都度、個別に行っていたため、2007（平成19）年度の認証評価では改善を求められていたが、2011（平成23）年度からは「FD委員会」や「教務委員会」等における教育目標の達成状況等の分析を踏まえながら、「自己点検・評価委員会」で総合的に行うようにするなど改善が認められ、適切である（点検・評価報告書3頁、「法政大学法科大学院に対する認証評価結果（2007（平成19）年度）」2頁）。

(2) 提言

なし

2 教育課程・方法・成果等

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

2-1 法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性

開設科目は、法律基本科目群（30科目）、法律実務基礎科目群（14科目）、基礎法学・隣接科目群（8科目）、展開・先端科目群（38科目）の4種類に区分され、法科大学院制度の目的に即して構成されるとともに、各科目が各学年に配当されている。また、「2011年度講義ガイド」及び「2012年度講義ガイド」の記載内容からすれば、各科目の内容もそれぞれの科目群に概ね相応しいものであり、かつ、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものといえる（点検・評価報告書5～18頁、「2012年度履修ガイド」「2012年度講義ガイド」）。

ただし、「企業取引法」（4単位）については、「2011年度講義ガイド」及び「2012年度講義ガイド」における記載内容、講義資料及び定期試験の確認並びに実地調査の授業見学を行った結果、2011（平成23）年度及び2012（平成24）年度開講の同科目の授業内容は、法律基本科目として取り扱われるべき商法総則・商行為の範囲を超えるのではなく、展開・先端科目群に相応しいものであると認めることはできなかった。したがって、当該科目については、展開・先端科目群に相応しい内容に変更する、又は法律基本科目群に配置し直すことが必要である。

一方において、2007（平成19）年度の認証評価時からの変更箇所としては、2011（平成23）年度カリキュラムから、基礎教育に力点を置いた科目変更が行われたことが挙げられる。

例えば、公法系科目について、法律基本科目群の必修科目である「憲法演習」「行政法演習」及び「公法演習」（合計6単位）並びに同選択科目である「行政救済法」を、いずれも必修科目である「憲法演習Ⅰ」「憲法演習Ⅱ」「行政法演習Ⅰ」及び「行政法演習Ⅱ」（合計8単位）に再編することにより、必修科目を1科目（2単位）増やした。また、民事系科目については、「民法演習Ⅰ」及び「民法演習Ⅱ」の2科目（合計8単位）から、技術的・発展的性質を持つ、債権回収分野を「債権回収法」（2単位）を展開・先端科目群に移動させ、「民法演習Ⅰ」「民法演習Ⅱ」及び「民法演習Ⅲ」の3科目（合計6単位）とし、かつ、従来、選択科目であった、「民事訴訟法演習Ⅱ」（2単位）を必修科目化することにより、総合的性質を持つ内容を一部選択科目化しつつ、必修科目の単位数を維持した。さらに、刑事法分野では、「刑法演習Ⅰ」及び「刑法演習Ⅱ」（合計4単位）を新設し、他方、総合的演習科目である「刑事法演習」（2単位）を選択科目に変更することで、必修科目を1科目（2単位）増やした。その結果、2011（平成23）年度カリキュラムにおける修了に必要な法律基本科目の必修科目は、2科目（4単位）分増加したものの、法学未修者が25科目（62単位）、法学既修者が15科目（32単位）であり、適切である。

また、選択科目については、基礎法学・隣接科目が7科目（14単位）から9科目（18

単位)に増えた。さらに、展開・先端科目については、2007(平成19)年度の認証評価の際に指摘された、一部科目への集中の解消のため、26科目から38科目(84単位)に増加しており、この点については、改善が認められる(点検・評価報告書6頁、「法政大学法科大学院に対する認証評価結果(2007(平成19)年度)」2頁)。

なお、展開・先端科目として開設されている「犯罪論の現代的諸問題Ⅰ」及び「犯罪論の現代的諸問題Ⅱ」については、いずれも2・3年次配当科目とされているにもかかわらず、2011(平成23)年以降休講になっており、学生に履修の機会が与えられていない。当該2科目については、今後開講予定がないのであれば、カリキュラムから削除することが望まれる(「2011年度履修ガイド」「2012年度履修ガイド」「2011年度講義ガイド」「2012年度講義ガイド」)。

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設

貴法科大学院の「創造的法曹の養成、市民法曹の育成、企業社会化・国際化に対応できる法曹の養成」という固有の教育目標を達成するために、授業科目のあり方について、質・量の観点から検討を重ね、「民事法演習」「刑事法演習」「クリニック(コンプライアンス、市民間紛争、生活紛争、刑事法)」「企業結合法」「証券取引法」「企業取引法」「経済刑法」「国際刑事法」「国際経済紛争処理Ⅰ」「国際経済紛争処理Ⅱ」等、固有の教育目標に相応しい適切かつ効果的な授業科目の開設を図っている(点検・評価報告書18~21頁)。

また、創造的法曹の養成に係る対応として、2011(平成23)年度から「公法演習」が廃止され、また「刑事法演習」が選択科目化された点について、前者は、「公法演習」(2単位)で取り扱われていた憲法訴訟及び行政訴訟を「憲法演習Ⅱ」(2単位)と「行政法演習Ⅱ」(2単位)に充実させた結果であり、これらの各科目において総合的視点から授業を行うものとされている。また、「刑事法演習」の選択科目化は、2011(平成23)年度カリキュラム改正により基礎力の充実という視点から「刑法演習Ⅰ」(2単位)及び「刑法演習Ⅱ」(2単位)を新設したことに伴うものであるが、刑事法の総合的理解は、選択科目として残した刑事法演習の履修を促すことのほかに、必修科目である「刑事訴訟実務の基礎」において取り組まれている。

なお、複雑化する企業活動、企業間関係、国際取引に対応できる法曹養成を目指すという、貴法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するという観点からいえば、涉外実務や外国法関連の科目等を開設することが望ましいところである。

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮

2011(平成23)年度から導入された新カリキュラムの修了要件単位数102単位のうち、法律基本科目群から62単位(60.7%)以上、法律実務基礎科目群から10単位(9.8%)以上、基礎法学・隣接科目群から4単位以上、展開・先端科目群から22単位以上、実

務基礎科目群又は展開・先端科目群のいずれかから4単位を履修して単位を修得することが必要と定められており、特定の科目群に過度に偏らないよう適切に配慮されている。

なお、評価の視点2-1において既述した「企業取引法」(4単位)は、展開・先端科目群に分類されているものの、法律基本科目の実質を有する科目であるが、当該科目を履修し、その単位を法律基本科目として計上したとしても、法律基本科目群の修了要件単位数は66単位(64.7%)にとどまり、法律基本科目群に過度に傾斜する事態とまではならない(点検・評価報告書21頁、「法政大学専門職大学院学則」第29条)。

2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置

法律基本科目群については、科目ごとに履修最低年次を定めることで、原則として1年次に個別の法律分野につき講義形式で基礎的な知識を修得したうえで、2年次及び3年次に演習の形式でさらに応用力を養成することとなっている。特に、3年次必修の総合的科目である「民事法演習」については、それらの基礎となるものと考えられる必修の演習科目を履修して単位を修得していない場合、履修登録を認めないこととし、系統的・段階的な履修の徹底化を図っている。また、展開・先端科目群については、原則として、基本的な法律について学修している2年次以降に自由に履修することを認めているが、2年次に履修することが予定されている法律基本科目等の履修を経たうえで履修することが望ましい「経済法Ⅱ」や「国際経済法Ⅱ」等の科目については、3年次でなければ履修することができないこととされている。さらに、「クリニック(コンプライアンス、市民間紛争、生活紛争、刑事法)」も基礎的な法律知識及び民事実務についての一定の基礎知識を前提にしたものであるため、2年次後期以降に履修することとされている。

以上のことから、カリキュラム編成において授業科目は概ね系統的・段階的に配置されていることが認められる。ただし、「企業取引法」の2011(平成23)年度及び2012(平成24)年度における授業内容が展開・先端科目に相応しいものとなっていないことは、評価の視点2-1に記載のとおりである(点検・評価報告書22頁、「2012年度履修ガイド」)。

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重

「FD委員会」「教育方法懇談会」等において、司法試験受験対策又はその疑いのある教授内容を排することを取り決め、全教員の申合せにより、授業内容が司法試験受験対策に過度に偏重することのないよう配慮している(点検・評価報告書22頁)。

2-6 各授業科目の単位数の適切な設定

大半の講義科目及び演習科目については、大学設置基準第21条第2項第1号の定め

る基準に沿った適切な単位数が設定されている（点検・評価報告書 23 頁、「2011 年度履修ガイド」17 頁、「2011 年度法科大学院時間割」）。

しかし、「エクスターンシップ」は、オリエンテーション、実習（延べ5日間、合計20時間）、報告会（約2時間）及びレポート提出により2単位とされているところ、「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする」という大学設置基準第21条第2項第2号及び同第3号の趣旨に沿った適切な単位数が設定されているとは認められない。したがって、現在の内容のまま1単位科目とする、又は2単位科目に相応しい学修量を確保することが求められる（「エクスターンシップの実施に関する協定書」「2012年度履修ガイド」）。

また、「エクスターンシップ」の単位認定に当たっては、担当教員が履修学生の提出する実施報告書等に基づき実習時間及び内容の確認が行われているものの、現在の「エクスターンシップ報告書」の書式から確認できる内容・範囲には限界がある。「エクスターンシップ報告書」の書式の見直しを含め、実施の期間や実施内容を検証できる体制の強化が必要である。

2-7 1年間の授業期間の適切な設定

2011（平成23）年度までの1年間の授業期間は、定期試験等の期間も含めて約33週であり、35週にわたるものとはなっていなかった。

しかし、2012（平成24）年度からは、試験を除いた授業のみで半期15回が確保されており、35週の授業期間を確保する取組みが適切に行われている（点検・評価報告書23、27頁、「2011年度法科大学院学年暦」「2012年度法科大学院学年暦」）。

2-8 授業科目の実施期間の単位

2011（平成23）年度までは、通常授業は半期で15週にわたる期間を単位として行われていたものの、15週に試験期間を含めていることから、これを除けば2単位科目で14回、4単位科目で28回の授業が多く存在し、15回の授業を確保できていない状態であった。

しかし、2012（平成24）年度からは、試験を除いた授業のみで半期15回を確保することが承認され、2単位科目で15回、4単位科目で30回の授業計画が立てられるとともに、これが適切に実施されている（点検・評価報告書23頁、「2011年度法科大学院学年暦」「2012年度法科大学院学年暦」「2011年度講義ガイド」「2012年度講義ガイド」）。

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫

法理論教育と法実務教育の架橋を意識した科目としては、「民事訴訟実務の基礎」が、「民法演習Ⅰ」及び「民法演習Ⅱ」並びに「民事訴訟法演習Ⅰ」と同時に2年次前期

に開講されるとともに、「刑事訴訟実務の基礎」が「刑法演習Ⅰ」と同時に2年次前期に開講されている。また、2年次後期以降に「刑事訴訟法演習Ⅰ」及び「刑事訴訟法演習Ⅱ」が開講されており、同時期に又は連続して学習することで、理解の深化を図ることとされている。さらに、3年次においては、理論的内容と実務的内容とを統合した「民法法演習」を必修科目とするとともに、「刑事法演習」を選択科目として開講するなど、担当教員間で授業内容につき相互に連携をとりながら、法理論教育と法実務教育の架橋を図っている（点検・評価報告書23頁）。

2-10 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設

法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目として、それぞれ「法曹倫理」（2単位）、「民事訴訟実務の基礎」（2単位）、「刑事訴訟実務の基礎」（2単位）が開設されている（点検・評価報告書24頁、「2012年度講義ガイド」）。

2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目の開設

法情報調査につき、法データベースのガイダンスは行われているものの、法情報調査を扱う科目は開設されていない。また、「財産法Ⅰ」「財産法Ⅱ」「民法演習Ⅰ」「民法演習Ⅱ」「立法学」等において、判例や文献データを各種データベースから検索・収集するための指導や、立法情報の収集に不可欠なデータベースの利用法についての指導などが行われることはあるが、その内容は担当教員の判断に委ねられており、また、シラバス上においても、これらの科目が法情報調査の技能修得を目的とする科目であるとの記述は認められない。

法文書作成については、実務基礎科目として、「英文契約文書作成」（2単位）及び「法律文書作成」（2単位）が開設されているほか、「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」及び「クリニック（コンプライアンス、市民間紛争、生活紛争、刑事法）」において、さまざまな法文書を作成する機会が提供されている。

以上に述べたように、法文書作成を扱う科目は開設されているものの、法データベースの利用法のガイダンスを超えた範囲で、法情報調査の基本的知識及び技能を修得することを目的とする科目又は十分に修得することが可能な科目が開設されているとは認められないことから、より一層の取組みが望まれるところである（点検・評価報告書24頁、「2012年度講義ガイド」、実地調査の際の質問事項への回答書No.16）。

2-12 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目として、「クリニック（コンプライアンス、市民間紛争、生活紛争、刑事法）」「ローヤリング」及び

「エクスターンシップ」（いずれも2単位）が開設されている。

一方、模擬裁判については、独立科目としては開設されておらず、「刑事訴訟実務の基礎」の中で刑事模擬裁判を実施している（点検・評価報告書25頁、「2012年度講義ガイド」）。

これに対し、民事模擬裁判については、答弁書・準備書面の作成や争点整理等が「民事訴訟実務の基礎」において取り扱われているが、尋問技術にかかわる内容は実施されていない。この点について、貴法科大学院としては「民事の場合には、法科大学院では、オン・ザ・ジョブの色彩の強い尋問技術を学ぶよりは、攻撃防御の構造を具体的事案から理解させ、争点整理や集中証拠調べへ繋げていくという手続構造に重点があるため、『民事訴訟実務の基礎』の中で、代替可能な点が多い」（点検・評価報告書29頁）という理由を挙げているが、尋問技術の教授の是非も含めて引き続き検討を行い、必要に応じて、民事模擬裁判についても実施することが望ましい。

2-13 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制

「クリニック（コンプライアンス、市民間紛争、生活紛争、刑事法）」では、専任教員が担任として指導に当たり、「ローヤリング」では、専任教員が担当するとともに、補助者として特任講師の弁護士が協力することとなっている。また、「エクスターンシップ」では、担当の専任教員がガイダンス、派遣学生の選考に当たっての面接や報告書の評価、成績判定等を行っている。これらのことから、いずれの科目も臨床実務教育としての内容の適切性及び明確な責任体制が認められる（点検・評価報告書25頁）。

2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導

「クリニック（コンプライアンス、市民間紛争、生活紛争、刑事法）」及び「エクスターンシップ」を受講する学生は、法律事務所等受け入れ機関との間で守秘義務に関する誓約書を交わし、関連法令等の遵守義務及び法律相談者、受任事件における依頼人等について知り得た情報に関する守秘義務を遵守することが義務づけられている。

なお、これらの科目については、「エクスターンシップ」のオリエンテーションや「クリニック」の担任を通じて、概ね適切な指導が行われているものの、評価の視点2-6においても触れたとおり、「エクスターンシップ」の実習時間・期間及び実施内容の確認・検証等については、改善の余地が見られることから、確認・検証のための体制の強化が望まれる（点検・評価報告書26頁、「守秘義務等に関する誓約書」「誓約書」）。

2-15 教育課程に関する特色ある取組み

貴法科大学院は、附属法律事務所「リエゾン」を併設しており、弁護士である教員の指導の下に、現実の事件に関する法律相談、事件内容の予備的聞き取り、事案整理等

の実務を学ぶ授業科目である「クリニック（コンプライアンス、市民間紛争、生活紛争、刑事法）」及び「ローヤリング」に活用している点は評価することができる（点検・評価報告書 27 頁）。

2-16 課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮

2011（平成 23）年度改正カリキュラムにおける課程修了要件は、在学期間 3 年、修了要件総単位数 102 単位（法学既修者は、在学期間 2 年、修了要件総単位数 72 単位）であり、法令の基準を遵守している。なお、1 年次及び 2 年次の履修登録の上限が 36 単位であるため、3 年次に 30 単位以上（法学既修者 36 単位以上）の履修が必要となっており、実地調査の際の学生面談においては、実際に 3 年次の履修負担に関する意見も聞かれたことから、今後も学生の負担状況を調査しながら、必要に応じて負担を軽減するための措置を講ずることが望まれる（点検・評価報告書 30 頁、「2012 年度履修ガイド」6、7 頁）。

2-17 履修科目登録の適切な上限設定

1 年間の履修上限単位数は、再履修科目を含めて、1 年次及び 2 年次は 36 単位、3 年次は 44 単位であり、法令上の基準に則り適切に設定されている（点検・評価報告書 30 頁、「2012 年度履修ガイド」6、7 頁）。

2-18 他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性

他の大学院において修得した単位等の認定は、法令上の基準に則って、「法政大学専門職大学院学則」第 28 条に 30 単位を上限とするものと定めている。将来、他の大学院と単位交換取得の相互協定を締結する可能性があることから、学則上は当該制度を設けているが、現段階においては、他の大学院と単位交換取得についての相互協定を結んでおらず、当該制度を利用した単位認定の運用は行われていない。したがって、具体的な認定の手續（認定の方法及び判断基準、学生への通知の方法等）についての細目も定めるに至っていない（点検・評価報告書 31 頁、「法政大学専門職大学院学則」第 28 条）。

2-19 入学前に大学院で修得した単位の認定方法

入学前に大学院において修得した単位等の認定は、他の大学院において修得した単位等の認定と同様に、法令上の基準に則って、「法政大学専門職大学院学則」第 30 条に 30 単位を上限とするものと定めている。しかし、具体的な認定の手續（認定の方法及び判断基準、学生への通知の方法等）についての細目は定められておらず、運用例は認められない。この点については、貴法科大学院から当該制度の利用を奨励することはしておらず、「履修ガイド」にも当該制度の説明は見られないが、学生の申し出が

あれば検討する用意がある旨は周知しているとのことである（点検・評価報告書 31 頁、「法政大学専門職大学院学則」第 30 条）。

2-20 在学期間の短縮の適切性

在学期間の短縮は、法令上の基準に則って、法学既修者につき 1 年間の短縮が認められている。貴法科大学院は、法学既修者の入学試験において、憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の論文式試験、並びに行政法及び商法の短答式試験を課し、この試験において一定の成績を修めた者が法学既修者として認定されており、その基準及び方法は適切である（点検・評価報告書 31 頁、「法政大学専門職大学院学則」第 32 条、「2012 年度法政大学大学院法務研究科（法科大学院）入試要項」）。

2-21 法学既修者の課程修了の要件

法学既修者の課程修了の要件については、「法政大学専門職大学院学則」第 32 条により、評価の視点 2-16 において記述した法学未修者の課程修了の要件から、1 年間在学し、かつ、30 単位を修得したものとみなされており、法令上の基準に則って適切に設定されている（点検・評価報告書 32 頁、「法政大学専門職大学院学則」第 32 条）。

2-22 法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施

貴法科大学院においては、①入学前の 12 月の法学既修者としての入学予定者及び 2 年次進級予定の法学未修者を対象とする第 1 回プレガイダンス、② 2 月の全入学予定者を対象とする第 2 回プレガイダンス、③ 3 年次進級予定者を対象とした履修ガイダンス、④後期授業前の「ガイダンス・ウィーク」等を通じて履修指導が効果的に行われている（点検・評価報告書 32 頁）。

2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援

専任教員は毎週オフィスアワーを設けることが義務づけられ、その時間及び場所を時間割に明示して、学習方法・内容等についての相談を受け付ける体制が整備されており、学生も活発に利用していることとされる。また、オフィスアワーの担当教員が電子メールによる質問に回答する体制も整備されている（点検・評価報告書 33 頁、「2011 年度オフィスアワー一覧」「2011 年度法科大学院時間割」）。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施

「ティーチング・アシスタント」（以下「T・A」という。）及び「特任講師」制度を設け、専任教員又は兼担教員若しくは兼任教員とは別に学生の質問、レポートの添

削、授業内容の確認等を行う体制が整えられている。また、「修了生アドバイザー」制度が設けられ、原則として毎日、正課の授業が終わる夕方以降の時間帯に、学生の相談を受け付けることにより、適切な相談及び学習支援体制が整備されている（点検・評価報告書 33 頁、「法政大学大学院教育補助員（T・A）に関する規程」「法政大学大学院法務研究科特任講師規程」「2011 年度修了生アドバイザーシフト表」）。

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重

正課外の学習支援は、評価の視点 2-24 のとおり、教員によるオフィスアワーや「修了生アドバイザー」等による指導であり、過度な司法試験受験対策に偏重した指導は認められない（点検・評価報告書 34 頁）。

2-26 授業計画等の明示

シラバスは、年度初めに「講義ガイド」として学生に配付されており、「2012 年度講義ガイド」からは、すべての科目について「授業の到達目標およびテーマ」「授業の概要と方法」「授業計画」「テキスト・参考文献等」及び「成績評価基準」を記載する書式に改訂することで、法曹として備えるべき基本的水準を踏まえた授業の内容・方法及び授業計画が、学生に対してあらかじめ明示されている。また、「講義ガイド」のほかに、レジュメ等の講義前配付物を通じて、より詳細な授業計画や予習範囲が学生に明示されているものと認められる。

ただし、一部の科目については、「講義ガイド」に記載された「授業の到達目標およびテーマ」や「授業計画」の記載が抽象的・包括的なものにとどまっており、シラバスの各記載項目の趣旨に則った記述を各担当教員に対して周知徹底する必要性が認められる（点検・評価報告書 34 頁、「2012 年度講義ガイド」）。

2-27 シラバスに従った適切な授業の実施

各授業科目は、原則として「講義ガイド」に記載されている「年間授業計画」に従って適切に実施されており、「講義ガイド」に記載されている内容に変更が生じた場合は、随時掲示して変更箇所を示し、又は授業によっては、より詳細な各回の内容と参考文献等について、授業前に事前に配付される教材において示しているものと認められる（点検・評価報告書 34 頁、「2012 年度講義ガイド」）。

なお、授業の進行が授業計画より遅れた場合、時間割の空き時間帯に補講が実施されているところ、15 回を超える授業の出席が学生の過重な負担にならないよう配慮する必要がある。

また、現在の「授業改善アンケート」においては、授業がシラバスに従って展開されたか否かについて確認する項目が設定されていない。実地調査の際の面談調査における貴法科大学院からの説明によれば、従前、授業がシラバスに従っていなかったと

いう批判・不満等は確認されておらず、このことがシラバスに従った授業が実施されていることの証左であるとの見解が示されたが、今後は、授業が「講義ガイド」の各科目のシラバスに記載されている「年間授業計画」に沿って実施されたか否かの事後検証が容易になるよう、「授業改善アンケート」に係る項目を追加するといった対応を講じることが望ましい。

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施

すべての演習科目においては、毎回の授業で学習すべき内容につき、事前の配付資料や掲示等により学生が予習すべき事項が示されており、これを前提に少人数のクラス授業形式で双方向的又は多方向的な授業が行われている。また、講義科目においても、少人数教育の利点を活かして、授業中の質疑応答や学生による報告等を取り入れて行われており、「講義ガイド」や事前配付資料等を通じて、その方針を明示し、学生に準備を促したうえで、双方向的又は多方向的な性格をもたせている（点検・評価報告書 34 頁）。

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重

「FD委員会」や「教育方法懇談会」等において、過度に司法試験受験対策的な授業を行わないよう、教員間で教育方針や教授方針について確認し、問題が生じないよう配慮している（点検・評価報告書 35 頁）。

2-30 少人数教育の実施状況

法律基本科目群を構成する科目のうち、必修の演習科目については、すべて 20 名未満のクラスで授業を実施し、その他の科目についても、各科目の受講生はすべて 20 名未満である。法律実務基礎科目群を構成する科目のうち、必修科目については、すべて 30 名未満のクラスで授業を実施し、その他の科目についても、各科目の受講生はすべて 30 名未満である。基礎法学・隣接科目群については、2011（平成 23）年度において 6 科目開講されているが、各科目の受講生はすべて 25 名未満である。展開・先端科目群については、2011（平成 23）年度において 38 科目（旧カリキュラム科目を含む。）開講されているが、受講生が 50 名を超える科目は 1 科目（「倒産法 I」の 51 名）、30 名以上 50 名以下の科目が 10 科目、30 名未満の科目が 27 科目となっている。以上のように、いずれの授業科目についても少人数とすることが基本とされており、実際の状況もこの方針に沿ったものであることが認められる（点検・評価報告書 35 頁、「2011 年度『受講者数一覧』」）。

2-31 各法律基本科目における学生数の適切な設定

法律基本科目のうち 1 年次で必修とされる講義科目については、2012（平成 24）年

度の法学未修者の入学定員数が、ほぼそのまま受講人数であり、20名弱の学生が受講している。また、2年次以降に履修する法律基本科目の演習科目については、1学年の定員（2011（平成23）年度以降は「未修者コース」20名、「既修者コース」60名）を4つのクラスに分割して、同一の科目について同内容の授業を4回行っている。これらのことから、受講する学生の数は法令上の基準に則って、適切に設定されているものと判断できる。さらに、法律基本科目群に属する選択科目を受講する学生数についても、少人数教育の方針を徹底しており、法令上の基準が遵守されている（点検・評価報告書35頁、「2011年度『受講者数一覧』」）。

2-32 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定

特に個別的指導が必要な「クリニック」「ローヤリング」及び「エクスターンシップ」では、クラス分け又は担任制を採用することにより、少人数教育を確保している。受講生の最も多い「ローヤリング」は26～36名となっているが、その他は20名未満の規模であり、概ね適切な学生数の設定が行われている（点検・評価報告書36頁、「2011年度『受講者数一覧』」）。

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示

成績評価基準（評価項目及び割合）は、あらかじめ科目ごとに「講義ガイド」に明示されている。単位認定については絶対的な基準により可否を判定し、かつ、単位を認定される者についての成績は相対的な評価を加味して行うこととし、「おおむね、A⁺評価を1割、A評価を2割、B評価を5割、C評価を2割」となることを一応の目安とすることが、「履修ガイド」及び担当教員に配付される採点手順の説明文に明記されている。課程修了認定については、法学未修者は102単位以上、法学既修者は72単位以上を修得することとなっており、科目群毎の所要単位数を含めて「履修ガイド」に明記されている（点検・評価報告書36頁、「後期試験採点の手順について（ご案内）」「2012年度講義ガイド」「2012年度履修ガイド」9、10、24頁）。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

単位認定のための採点評価をする最低条件として、授業への3分の2以上の出席が必須とされている。成績評価は、総じて「講義ガイド」に明示された相対評価基準どおりの単位認定が行われており、概ね客観的かつ厳格に実施されている。

しかし、実地調査の結果、一部の講義科目については、A⁺評価が2割前後に至っているものも認められ、厳格な成績評価の趣旨につき、教員間での認識の齟齬が存在するものと判断されたことから、絶対評価と相対評価の関係性や、相対評価の各評語のバランス等について、FD活動等を通じて教員間の認識を共通のものとする必要がある。

また、「講義ガイド」の「成績評価基準」においては、出席状況を評価項目として掲げ、配点比率を定めている科目が多数見られた。この点について、実地調査の際の面談調査において確認を行ったところ、出席自体を加点していることはないとの説明を受けたが、しからば、無用の誤解を避けるためにも、出席状況をどのような形で平常点に反映させるか、より明確に記載すべきである（点検・評価報告書 37 頁、「2011 年度前期・後期成績評価分布表」、実地調査の際の面談調査）。

なお、2007（平成 19）年度から、教員による採点が終了した定期試験の答案については、事前の申込みがあれば、試験終了後の一定期間内にコピーを交付するという方法により、学生からの開示要求にすべて応じることとされている（点検・評価報告書 89 頁）。

2-35 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施

法律基本科目群及び法律実務基礎科目群に属する必修科目のうち、定期試験を受験したにもかかわらずD（不合格）評価を受けた学生（追試験でD（不合格）評価を受けた場合を除く。）は、2科目を上限として、再試験を受けることができるものとされており、再試験受験届のための手続も含め、「履修ガイド」に明記されている。「履修ガイド」に明記されていないが、再試験も定期試験と同じ採点方式により行っており、また、認定基準については、追試・再試の案内文によればC若しくはD（不合格）と定められており、厳格な成績評価が行われている（点検・評価報告書 37 頁、「2012 年度履修ガイド」23 頁、「定期試験における追試・再試の実施について」）。

2-36 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施

学生がやむを得ない事情により定期試験を受験できなかった場合は追試験が行われる。追試験の出願資格は、急病、事故、災害等であり、出願に当たっては、医師の診断書等の証明書を添付しなければならない。これらのことは「履修ガイド」にあらかじめ明示されており、客観的で公正な基準に基づいて追試験が実施されているものと認められる（点検・評価報告書 37 頁、「2011 年度履修ガイド」19 頁）。

2-37 進級を制限する措置

1年次から2年次への進級は、法律基本科目群の1年次配当必修科目30単位のうちから最低26単位を履修することを要件としており、1年次修了に必要な単位数を修得できていない学生に対する進級制限措置がとられている。これに対し、2年次から3年次への進級については、特段の制限措置は設けられていなかったが、2012（平成24）年度からは、2年次及び3年次への進級のための要件として、当該年度履修の必修科目のGPA（Grade Point Average）が1.6以上であることが追加された（点検・評価報告書 37 頁、「法政大学専門職大学院学則」第33条の2）。

2-38 進級制限の代替措置の適切性

2年次から3年次への進級については、2011（平成23）年度までは制限を設けていないものの、2年次配当の6科目（「民法演習Ⅰ」「民法演習Ⅱ」「民法演習Ⅲ」「民事訴訟法演習Ⅰ」「民事訴訟法演習Ⅱ」「民事訴訟実務の基礎」）を履修しなかった場合は、3年次配当の必修科目である「民事法演習」の履修が制限されていた。しかし、他方においては、公法系・刑事法系分野では履修制限措置がとられていないことから、進級制限の代替措置としては十分なものとはいえない状態であった（点検・評価報告書38頁、「法政大学専門職大学院学則」第29条の2、「2011年度履修ガイド」）。

なお、評価の視点2-37において既述したとおり、2012（平成24）年度からは、新たに2年次及び3年次への進級のための要件として所定のGPAの基準値が設けられたため、進級制限の代替措置は不要となっており、現段階においては、上記の問題は解消している（点検・評価報告書37、38頁）。

2-39 FD体制の整備とその実施

貴法科大学院においては、5名の専任教員によって構成される「FD委員会」を設置し、教育目標の達成状況や各教員の教育の内容・方法等が定期的に検討されている。

また、毎年2回（前期・後期に各1回）、法科大学院の教育に携わる全教員（兼任教員を含む。）が参加可能な「教育方法懇談会」を実施し、各科目の教育内容・方法や教材等について意見交換を行うことや、年2回の「授業相互参観」の実施により、FD活動の取組みが行われている（点検・評価報告書38、39頁、「法政大学大学院法務研究科FD委員会規程」「2011年度 法務研究科 各種委員一覧」）。

2-40 FD活動の有効性

評価の視点2-39で既述したように、FDの体制は整備され、かつ、活動の実態も認められるものの、各所において既述したとおり、「講義ガイド」の各科目シラバスの記述には精粗が見られ、厳格な成績評価の趣旨や相対評価の基準の運用についても教員間で認識の齟齬が認められる。また、実地調査の際の面談調査においては、法情報調査に係る教育内容の取扱いや、レポートの作成方法（個人／グループ）に係る指示等に関しても、教員間で意見の相違が確認された。さらに、各科目の到達目標についても、「各法分野の担当教員から成る部会」内で共有されているにとどまっており、貴法科大学院全体で趣旨や内容が共有されているものとはいえない（「2012年度講義ガイド」、実地調査の際の面談調査）。

したがって、これらの点を勘案するならば、FD活動が有効に機能していると判断することは困難であり、貴法科大学院が一丸となって、上記の諸点にとどまらず、各種の共通認識の形成、課題の解決や問題の改善に向けた検討、それらに基づく取組み

を行うことが望まれる。

2-41 学生による授業評価の組織的な実施

「FD推進センター」主催の学生による「授業改善アンケート」を毎年2回（前期・後期に各1回）実施している他、大学評価室による「卒業生・修了生アンケート」（学位授与式時）にも参加している（点検・評価報告書39頁）。

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備

「授業改善アンケート」の結果は、「FD推進センター」から、①貴法科大学院全体の集計結果、及び②各教員の個別の集計結果という2つの形で、兼任教員を含むすべての教員に文書で告知することにより、教育の改善につなげる仕組みがとられている。また、「授業改善アンケート」の教員毎の集計結果は、執行部が検討し、執行部による総合的な分析・評価を踏まえて、教育方法懇談会・教授会において報告することになっている（点検・評価報告書39頁）。

しかし、「授業改善アンケート」の結果につき、法科大学院全体の傾向を示した集計結果が公表されているのみで、科目ごとのアンケート結果は学生に対して開示されておらず、また、教員相互間でも情報共有は行われていないことから、学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みとして十分なものとはいえない。したがって、「授業改善アンケート」を授業の改善に結び付けることができるよう、適切な項目の選定、実施や公表の方法の検討、結果の共有などについて、さらなる取組みが望まれる（「2011年度前期学生による授業改善アンケート〈期末〉研究科別集計結果（法務研究科）」「2011年度後期学生による授業改善アンケート〈期末〉研究科別集計結果（法務研究科）」）。

2-43 教育方法に関する特色ある取組み

法律基本科目の演習科目を4クラス開講し、また、1年次のクラス規模を20名程度にするなど、少人数教育が志向されている。さらに、自学自習の支援のための独自の取組みとして、各授業で使用した教材や配布レジュメを貴法科大学院図書室に一元的に保管し、受講生以外の学生も含めて、自由に閲覧できる仕組みを整備している。

2-44 教育効果を測定する仕組みの整備と有効性

「各法分野の担当教員から成る部会」において、評価の視点1-1において記載した教育目標を達成するために求められる科目の到達目標についての認識を共有し、かつ、その目標に照らした教育効果の達成状況を測定・評価することとされている。そして、「FD委員会」が主催し、全教員が参加することになる「教育方法懇談会」において、各法分野・科目の達成状況が報告され、相互評価を受ける仕組みとなっている。

(点検・評価報告書 46 頁)。

科目ごとの到達目標の策定については、各専攻分野を担当する研究者教員及び実務家教員がそれぞれの研究教育経験・実務経験を踏まえて情報・意見を交換し合い、貴法科大学院の理念の下での「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」を達成するには、担当科目の具体的内容がどうあるべきか、どの範囲を授業で取り上げるか又は自習により補うか、隣接科目間の調整が必要かといった諸点を協議したうえで、その協議内容にしたがって各担当教員が決定している。その結果は、各科目のシラバスの「到達目標」及び「授業計画」だけでなく、独自に作成する授業教材において、より詳細な項目指定、判例・文献の適示と位置づけ、予習・自習すべき範囲の指定という形で具体化されている。

また、科目ごとの到達目標の策定に際しては、「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が公表した「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を基本的素養の規準ととらえつつ、貴法科大学院の理念や、貴法科大学院内外での教員の実務・教育経験及び現状把握から導かれる、「応用に耐える基礎力・論理的思考力・実践力」の修得に結び付く内容を含んだものになることに留意することとされている。

さらに、各分野・科目の到達目標の達成状況については、まずは部会単位で情報提供を行い、現状についての評価、問題点の把握、改善へ向けての協議が行われる。協議内容は、前期末・後期末の 2 回開催される「教育方法懇談会」において報告され、達成状況の評価、問題点の共有・改善等に向けた検討がなされることとされており、また、随時、修了生からのヒアリングがなされ、「教育方法懇談会」等において参考に供されている。

そして、各科目の教育効果については、授業内での質疑応答、授業内の小テスト・中間試験・レポート等の結果、学生への「授業改善アンケート」や「修了生アンケート」等により測定されている。「教授会懇談会」及び「教育方法懇談会」において、特に法律基本科目については、できるだけ予習すべき範囲をテキスト・参考文献等の該当ページの指定等によって明示し、また、自習に委ねている内容についてもその箇所の指摘にとどまらず、授業内での質疑・小テスト等により学習状況をチェックするなど、自学の質・量を把握する努力の強化が申し合わされている。

くわえて、教育効果を測定する仕組みとして、試行的に、3 年生を対象として、法律基本科目 7 科目について任意受験方式の「実力判定試験」を試行することを決定し、2011（平成 23）年 12 月に短答式、2012（平成 24）年 2 月に論文式の試験が実施された。実力判定試験は、修了予定者の学力を測定する手段として今後も継続して行く予定になっている。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況

司法試験受験者数、合格者その他の進路状況については「法科大学院協会連携検証プロジェクト」によりデータベース化して保管され、組織的・継続的に把握・分析されているところ、2011（平成 23）年度は、教授会等において同年度新司法試験の分析を徹底して行い、併せて貴法科大学院における法律基本科目 GPA 値との相関性に関するデータの検討が行われ、学内成績と合格状況との照応が維持されていると確認されたとのことである。

司法試験受験者、合格者その他の進路状況について把握・分析した結果は、「法務研究科教授会」「教務委員会」及び「教育方法懇談会」に報告され、法制度の基本的理解と論理的表現能力の涵養に比重を置いた授業の提供、グループ学習の促進等、教育方法の工夫に活かされているほか、次期の教材の作成・改定の参考として指導に役立つなど、恒常的な改善を図るために多方面において活用されており、その結果として、2012（平成 24）年度からの進級制限制度の改正等がなされた（点検・評価報告書 47 頁）。

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握

修了生の進路の状況等につき全員の把握はできていないものの、修了生名簿を作成し進路状況の把握に努めているほか、貴法科大学院のホームページを利用してすべての修了生に対する「進路アンケート」を実施し、「法科大学院協会就職動向調査プロジェクト」にも参加して進路把握に努めている。また、OB会を立ち上げ、さらなる把握に努めるための準備が現在進められている（点検・評価報告書 48 頁）。

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表

「法政大学法科大学院パンフレット」や貴法科大学院のホームページに司法試験の合格状況について記載するとともに、各所で法曹として活躍している修了生のコメントを掲載することで、社会における修了生の活動状況等が公表されている（点検・評価報告書 48 頁、「修了者の進路状況について」）。他方、法曹以外の進路状況については正確な把握に努めているところであり、活動状況等の公表には至っていない。

2-48 教育成果に関する特色ある取組み

「教務委員会」「教授会懇談会」及び兼任教員を含めた「教育方法懇談会」において、教員による学生に対する評価と司法試験の合格状況との相関関係を検討し、貴法科大学院の教育課程・成績評価のあり方に問題がないか、自己評価が行われている。

(2) 提言

【長 所】

- 1) 附属法律事務所「リエゾン」を併設し、弁護士である教員の指導の下に、現実の事件に関する法律相談、事件内容の予備的聞き取り、事案整理等の実務等を学

ぶ科目である「クリニック」及び「ローヤリング」に活用している点は評価することができる（評価の視点2-15）。

【問題点（助言）】

- 1) 「企業取引法」については、実際の講義内容が、法律基本科目として取り扱われるべき商法総則・商行為の範囲にとどまるものであり、展開・先端科目群に相応しいものとはなっていない。したがって、当該科目については、展開・先端科目群に相応しい内容に変更する、又は法律基本科目群に配置し直すことが必要である（評価の視点2-1、2-4）。
- 2) 法情報調査の基本的知識及び技能を修得することを目的とする科目又は十分に修得することが可能な科目が開設されているとは認められないことから、より一層の取組みが望まれる（評価の視点2-11）。
- 3) 「授業改善アンケート」結果を組織的に検討し反映させる取組みが十分なものとはいえないことから、改善が望まれる（評価の視点2-42）。

【勸告】

- 1) 「エクスターンシップ」は、オリエンテーション、実習（延べ5日間、合計20時間）、報告会（2時間程度）及びレポート提出により2単位とされているところ、「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする」という大学設置基準第21条第2項第2号及び同第3号の趣旨に則った適切な単位数が設定されているとはいえない。したがって、現在の内容のまま1単位科目とする、又は2単位科目に相応しい学修量を確保することが求められる（評価の視点2-6）。

3 教員組織

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

3-1 専任教員数に関する法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）

2011（平成 23）年度における専任教員数は、貴法科大学院（収容定員 280 名）の必要専任教員数 12 名に対して、20 名（うち 1 名はみなし専任教員）であるので、基準を充足している（点検・評価報告書 51 頁、基礎データ表 5）。

3-2 1 専攻に限った専任教員としての取り扱い

専任教員 20 名は、全員が貴法科大学院に限って専任教員とされるものであって、基準を充足している。なお、専任教員のうち 6 名は、専門職大学院設置基準附則第 2 項の適用により、2013（平成 25）年度まで貴大学法学部及び貴大学大学院法学研究科との二重籍が認められる専任（兼担）教員である（点検・評価報告書 51 頁、基礎データ表 5～7）。

3-3 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）

専任教員 20 名は、そのすべてが教授であり、基準を充足している（点検・評価報告書 51 頁）。

3-4 専任教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

専任教員の専門分野に関する高度な指導能力に関して、まず、実務家教員は、以下の評価の視点 3-5 の基準を充足するとともに、十分な経歴を有している。

つぎに、研究者教員についても、総じて、担当科目に関する最近 5 年間の研究業績が認められるうえ、貴法科大学院における教授資格の独自の判定基準（15 年以上の研究歴と 2 年以上の教育歴を有すること、かつ、各専門分野で十分な研究業績をあげていること）を充足し、かつ、法学部及び法科大学院で各専門分野に関する 5 年以上の教育経験を有している。

しかしながら、民事訴訟法分野の科目を担当する 1 名の研究者教員については、最近 5 年間の当該分野に関する研究業績が存在しない。また、過去 10 年に遡っても当該分野に関する研究業績を確認することができない。したがって、当該研究者教員が民事訴訟法分野に関する高度な指導能力を有しているとは認められず、可及的速やかな改善が求められる（点検・評価報告書 52 頁、基礎データ表 10「専任教員の教育・研究業績書」、実地調査の際の質問事項への回答書 No.52）。

3-5 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数（5 年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心におおむね

2割以上の割合)

専任教員 20 名のうち、7 名が実務家教員であり、いずれも 5 年以上の法曹実務家経験を有しており、基準を充足している（点検・評価報告書 52 頁、基礎データ表 10「専任教員の教育・研究業績書」）。

3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置

2011（平成 23）年度については、法律基本科目の各科目に 1 名から 4 名（憲法 1 名、民法 3 名、刑法 1 名、民事訴訟法 2 名、刑事訴訟法 4 名、商法 2 名、行政法 1 名）の専任教員を配置しているとされる（点検・評価報告書 52 頁、基礎データ表 6）。

しかし、2011（平成 23）年度途中に、民事訴訟法分野を専門とする専任教員（研究者）が急遽退職して以降、「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」並びに「民事訴訟法演習Ⅰ」及び「民事訴訟法演習Ⅱ」は、他の専任教員（研究者）が担当することとなったが、当該専任教員（研究者）については、評価の視点 3-4 で既述したとおり、これらの科目に関する高度な指導能力を有しているとは認められない。

なお、貴法科大学院においては、「民事訴訟法演習Ⅰ」及び「民事訴訟法演習Ⅱ」を担当する専任教員（実務家）が存しており、当該教員をもって民事訴訟法分野を担当する専任教員が 1 名配置されているものと判断されるころではあるが、講義科目である「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」については、研究者教員が担当することが望ましい旨を付言しておく。

3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置

法律基本科目に 14 名、基礎法学・隣接科目に 1 名、展開・先端科目に 7 名の専任教員が配置されており、概ね適切である（点検・評価報告書 52 頁、基礎データ表 6、7）。

ただし、2012（平成 24）年度版の基礎データ表 2 によれば、同年度においては、基礎法学・隣接科目を担当する専任教員の比率が、12.5%であり、当該評価の視点の「留意事項」の 20%に照らすならば、やや数値が低いものと認められることから、この点についての改善が望まれる。

3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置

法律実務基礎科目群のうち、主要な科目（「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」）には、原則として、専任の実務家教員又は「専攻分野における概ね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」と認められる実務家の兼任教員が配置されており、適切である（点検・評価報告書 52 頁、基礎データ表 7、「2011 年度講義ガイド」）。

3-9 専任教員の年齢構成

専任教員（20名）の年齢構成は、40歳代の者が4名、50歳代の者が9名、60歳以上65歳未満の者が1名、65歳以上70歳未満の者が5名、70歳以上の者が1名となっており、専任教員のうち約3分の2が60歳未満（60歳以上が約35%）であって、年齢構成は適正な範囲内にあるものと判断される（点検・評価報告書53頁、基礎データ表7、8）。

3-10 教員の男女構成比率の配慮

貴法科大学院においては、適任者を採用することを最優先とし、専任教員の男女構成比率は特に配慮しておらず、結果として2011（平成23）年度の専任教員のうち女性教員は1名となっているが、そのこと自体は適正な範囲内にあるものと判断される（点検・評価報告書53頁）。

なお、適任者の採用が基本であることはいうまでもないことであるとしても、適性ある女性教員の採用の必要性については、貴法科大学院も自認しているところであり、今後の積極的な取組みが望まれる（点検・評価報告書56頁）。

3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮

専任の研究者教員の養成として、貴法科大学院修了後の貴大学大学院法学研究科博士後期課程への進学を選択肢の1つとして示している。貴大学大学院法学研究科では、2007（平成19）年度から、法科大学院修了生の同博士後期課程の受験資格について、修士論文を免除する措置を講じているなど、後継者の養成又は補充等に対する配慮は適切であると判断する（点検・評価報告書53頁）。

ただし、評価の視点3-4及び3-6で指摘したとおり、民事訴訟法分野の科目については、2011（平成23）年度途中に、当該分野を専門とする専任教員（研究者）が急遽退職して以降、当該分野に関する高度な指導能力が認められない専任教員（研究者）が担当している状況にあり、その後、適切な補充人事がなされているとは認められないことから、この点についての早急な改善が必要である。また、専任教員のうち65歳以上の者の数が比較的多いことから、退職後の補充につき適切に配慮した人事計画が望まれる。

3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程

専任教員の新規採用については、「法政大学大学院法務研究科専任教員採用基準内規」を定めており、専任教員の新規採用及び昇格の基準については、同内規以外に「法務研究科教授・准教授資格内規」「法務研究科専任講師資格内規」及び「教員資格についてのガイドライン」を定めている。また、専任教員の候補者の選定を行う「人事委員会」については、「法務研究科人事委員会構成・運営細則」を定めている。さら

に、兼任教員及び兼任教員の採用については、「法政大学大学院法務研究科兼任教授規程」を定めている。これらのことから、教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する関連内規は適切に整備されているものと判断される（点検・評価報告書 54 頁、「法政大学大学院法務研究科専任教員採用基準内規」「法務研究科教授・准教授資格内規」「法務研究科専任講師資格内規」「教員資格についてのガイドライン」「法務研究科人事委員会構成・運営細則」「法政大学大学院法務研究科兼任教授規程」）。

3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用

評価の視点 3-12 において既述した各種規程等に基づき、専任教員の新規採用については、まず、「法務研究科教授会」がその必要を認めるときに「人事委員会」を設置し、同委員会の適格審査結果に基づいて候補者を選定することとなっている。また、兼任教員及び兼任教員の採用については、適宜開催される「教務委員会」における適格審査に基づいて候補者を選定することとなっている。

そして、各会議体において専任教員並びに兼任教員及び兼任教員の候補者が選出された後、それぞれにつき「法務研究科教授会」で決議（3分の2以上の賛成多数で可決）するという手順によるとされており、運用方法として適切である。また、教員の任免・昇格についても、「法務研究科教授会」において、各種内規に則り審議がなされることとなっている。

なお、2012（平成 24）年度の段階においては、上記の手続によって、専任教員の昇格を行った例はまだない（点検・評価報告書 54 頁、「法政大学大学院法務研究科専任教員採用基準内規」「法務研究科教授・准教授資格内規」「法務研究科専任講師資格内規」「教員資格についてのガイドライン」「法務研究科人事委員会構成・運営細則」「法政大学大学院法務研究科兼任教授規程」「法政大学大学院法務研究科教授会規程」）。

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性

2011（平成 23）年度の専任教員の授業担当時間は、みなし専任教員以外の専任教員のうち最大の者（1名）が年間 30 単位相当、みなし専任教員（1名）が年間 6 単位相当であり、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間 30 単位相当。みなし専任教員は 15 単位相当を上限とする。）を超えていない（点検・評価報告書 54 頁、基礎データ表 7、9）。

ただし、専任教員の授業担当時間は概ね適正な範囲内にあるものの、各教員間においては授業担当時間に偏りが認められ、一部専任教員について、貴大学法学部等との兼担のため、やや加重負担ではないかと見られる例もあり、十分な授業の準備・実施の観点からも、より一層の負担の平準化が望まれる。

3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障

教員の研究専念制度として、貴大学からの研究費補助と授業・校務の免除を受けて、1年間は教員が研究に専念できる「国内研究員」制度及び「在外研究員」制度が存在しており、貴法科大学院についても、相当の割り当てがある。また、専任教員には、一般に、勤続年数に応じて最大4年間（在外・国内研究員としての期間を含む。）の国内外での研究専念期間が認められており、教員の研究活動に必要な機会の保障は適切に図られている（点検・評価報告書 54 頁）。

しかしながら、評価の視点 3－4 における指摘のとおり、最近5年間の研究業績が存在しない専任教員（研究者）が確認されており、今後は、貴法科大学院として、より一層研究活動に必要な機会を保障・確保していくことが望まれるところである。

3－16 専任教員への個人研究費の適切な配分

専任教員への個人研究費として、貴大学においては、各教員に一律 22 万円ずつ支給の「特別個人研究費」があり、貴法科大学院の専任教員にもこれが支給されている。このほか、貴大学には、学外からの研究資金の獲得を前提として専任教員の学術研究に対し、その経費を助成することを目的とする「大型研究費獲得助成金」「科研費採択案件インセンティブ経費」及び「科研費不採択案件（A 評価）助成金」のような研究助成金制度があり、貴法科大学院の専任教員もその適用を受けている。したがって、専任教員への個人研究費の配分は適切になされているものと評価することができる（点検・評価報告書 55 頁、法政大学研究開発センターのホームページ）。

3－17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備

教育研究に資する人的な補助体制として、教室内でのグループ討論への参加、学生の資料検索やレポート作成支援、教員の授業自体を支援する「T・A」「特任講師」及び「臨時職員」に加えて、2010（平成 22）年度より、貴法科大学院出身の若手弁護士が授業のフォローを行うために、課外で学生に個別的にアドバイス、サポート等を行う「修了生アドバイザー」制度が導入されるなど、教育研究に資する人的な補助体制の整備は適切に行われているものと評価することができる（点検・評価報告書 55 頁）。

3－18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備

年 1 回発行する「法政大学法科大学院紀要」等により、研究活動の公表の場を提供するとともに、活性度を評価するため、前期と後期に各 1 回、「授業改善アンケート」「教育方法懇談会」及び「授業相互参観」を実施している。また、各教員の作成した授業レジュメ等について、科目ごとにファイルを作成して教員控室に備え置き、他の教員の閲覧に供するなどの体制が整備されている。これらのことから、専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法は、概ね適切に整備されているものと判断される（点検・評価報告書 55 頁）。

3-19 教員組織に関する特色ある取組み

特になし。

(2) 提言

【勸告】

- 1) 民事訴訟法分野を担当する1名の研究者教員については、最近5年間の当該分野に関する研究業績が存在していない。また、過去10年に遡っても当該分野に関する研究業績を確認することができない。したがって、当該研究者教員が民事訴訟法分野に関する高度な指導能力を有しているとは認められず、可及的速やかな改善が求められる（評価の視点3-4）。

4 学生の受け入れ

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

4-1 学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表

貴法科大学院は、アドミッション・ポリシーを設定・公表するとともに、それに基づいて具体的な学生の受け入れ方針、選抜方法（基準）等を設定・公表して内容の周知徹底に努めている（点検・評価報告書 58 頁、「2012 年度法政大学大学院法務研究科（法科大学院）入試要項」「法政大学法科大学院パンフレット 2012 年度入試用」、法政大学法科大学院ホームページ）。

また、法学未修者と法学既修者とを区別して、入学者の選抜方法及び選抜手続きが、それぞれ設定されており、「法政大学大学院法務研究科（法科大学院）入試要項」や「法政大学法科大学院パンフレット」、貴法科大学院のホームページ等で公表されている。

具体的な法学未修者と法学既修者の入学者選抜方法及び手続きについては、大要以下のとおりである。

まず、法学未修者の選抜試験（貴法科大学院においては、「『未修者』入試」と称している。）については、年に 2 回実施し、いずれの回においても第 1 段階で「提出書類」の内容の評価（所定の点数化）に基づく選抜を行ったうえで、第 2 段階で「提出書類」「小論文試験」及び「面接試験」について所定の点数化及び配点を行い、総合的に合否を判定している。

ついで、法学既修者の選抜試験（貴法科大学院においては、「『既修者』入試」と称している。）については、2011（平成 23）年度までは年に 1 回、2012（平成 24）年度には年に 3 回実施しており、いずれの回においても「提出資料」「論文試験」及び「短答式試験」について所定の点数化及び配点を行い、総合的に合否を判定している（点検・評価報告書 58、59 頁）。

以上の入学者の選抜方法及び選抜手続きについては、概ね適切なものと認められるが、「提出書類」の加点基準については、依然として公表がなされておらず、問題なしとすることはできない。

すなわち、「未修者」入試において、第 1 段階及び第 2 段階において評価の対象となる「提出書類」については、①適性試験の成績証明書、②出身大学が発行する成績証明書、③「社会人経験等証明書類」（ア．これまでの職業経験（職種や就業期間等）を示す書面、イ．医師・弁理士・会計士等については、その資格保有を証明する書類、ウ．外国語能力試験にて相応の結果を得た者については、その結果を証明する書類など）という説明は各所で確認することができる。しかしながら、これらの「提出書類」については、「入試委員会」の決定による「法科大学院加点基準」を厳格に運用し、適切な評価がなされているものと認められる一方で、その加点基準については、入学志願者に対して開示されていない。この点について、本協会としては、「改善報告書検討結果（法政大学法科大学院）」13～15 頁の問題点 No.12「概評」において、「改善はいま

だ不十分であるといわざるをえず、入試委員会におけるより一層の検討が望まれる」と評価したところであったが、現段階においても、なお改善の余地を残しており、加点基準等の開示に向けた検討を引き続き行っていくことが望まれる。

4-2 学生の適確かつ客観的な受け入れ

入学者の選抜方法及び選抜手続を厳格に遵守することによって、法学未修者及び法学既修者について、それぞれ入学志願者の適性・能力を適確かつ客観的に評価したうえで、学生を受け入れている（点検・評価報告書 59 頁、「2012 年度法政大学大学院法務研究科（法科大学院）入試要項」「法政大学法科大学院パンフレット 2012 年度入試用」）。

ただし、評価の視点 4-1 でも触れたとおり、「提出資料」の加点等については、「入試委員会」の決定による「法科大学院加点基準」が適切に運用されていることが認められるものの、入学志願者に対して開示されていない。この点については、入学者選抜の客観性をより一層担保するという観点からも、開示に向けた検討が引き続きなされることが望まれるところである。

4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保

法科大学院制度の目的並びに貴法科大学院の理念・目的及び教育目標に即して、「市民生活に密着した法律相談業務を担う市民法曹」又は「複雑化する企業活動、企業間関係、国際取引に対応できる法曹」を志しており、かつ、入学試験に合格した者であれば、広く誰でも受け入れるという方針が定められている。この方針にしたがって、入学者の選抜方法及び選抜手続が設定されており、かかる諸点については、「法政大学大学院法務研究科（法科大学院）入試要項」や「法政大学法科大学院パンフレット」、貴法科大学院のホームページ等を通じて、入学志願者をはじめ広く社会に公表されている（点検・評価報告書 59、60 頁、「2012 年度法政大学大学院法務研究科（法科大学院）入試要項」「法政大学法科大学院パンフレット 2012 年度入試用」、法政大学法科大学院ホームページ）。

4-4 入学者選抜における競争性の確保

2011（平成 23）年度入試における 3 回の入学試験の志願者数と合格者数に関しては、「未修者」入試の第 1 回は、受験者 82 名、最終合格者 20 名、「未修者」入試の第 2 回は、受験者 38 名、最終合格者 10 名、「既修者」入試は、受験者 191 名、最終合格者 90 名であり、すべての入試において 2 倍以上の競争倍率が確保されている（点検・評価報告書 60 頁、「2010 年度実施（2011 年度入試）入試結果統計」）。

2012（平成 24）年度入試における 2 回の入学試験の受験者数と合格者数に関しては、「未修者」入試の第 1 回は、受験者 30 名、最終合格者 10 名、「既修者」入試は、受験者 141 名、最終合格者 86 名であり、両者を通算した競争倍率は 1.78 倍であった（点

検・評価報告書 60 頁、「2011 年度実施(2012 年度入試)入試結果統計」)。

こうした結果を受けて、2 倍以上の競争倍率を回復・維持するために、2013 (平成 25) 年度入試以降、入試制度の改革(「既修者」入試の回数の増加等)が検討・実施されている。

4-5 入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施

「入試委員会」を中心に実施体制は確保されており、具体的な内容は「法務研究科教授会」の了承のもとに進められている(点検・評価報告書 60 頁)。

4-6 各々の選抜方法の適切な位置づけと関係

貴法科大学院においては、法学未修者対象の「未修者」入試と法学既修者対象の「既修者」入試とを区別し、別々に行っているが、両者は入学者の選抜基準も選抜方法も全く異なる相互に独立した入学者選抜方法であり、これらの試験の関係は、試験問題から判断しても適切に位置づけられていると判断される(点検・評価報告書 61 頁)。

4-7 公平な入学者選抜

自校推薦、団体推薦を含め、いかなる形態の推薦も認めておらず、優先的選考は、一切なされていない。したがって、入学者選抜における公平性は、厳格に遵守されている(点検・評価報告書 61 頁、「2012 年度法政大学大学院法務研究科(法科大学院)入試要項」「法政大学法科大学院パンフレット 2012 年度入試用」)。

4-8 適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等

「未修者」入試及び「既修者」入試のいずれにおいても「適性試験」の結果を重視した選抜を実施しているが、入試結果の基本データは「法政大学法科大学院パンフレット」や貴法科大学院のホームページ等で公表されている。

2011(平成 23)年度及び 2012(平成 24)年度のいずれの入学者選抜試験においても、合格者の適性試験の平均点は、おしなべて全国平均を上回っており、また、「適性試験の結果が受験生の下位 15%の者を入学させない」との中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の方針に沿った選抜方法を採用するなど、厳格に実施している(点検・評価報告書 61 頁)。

なお、2013(平成 25)年度の入学試験より、受験生の下位 15%未満という適性試験の出願最低基準点が設定されている(法政大学法科大学院ホームページ)。

4-9 法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表

1 年次必修科目である法律基本科目(7 分野)30 単位について、法学既修者は履修が免除されるため、「既修者」入試では、これら 7 科目を受験科目としている。具体

